

くらしのパートナー

害虫、害獣駆除サービスの高額請求に注意!

事例 昨夜、自宅アパートでゴキブリを見つけて怖くなり、スマートフォンで駆除業者を探し「550円～」と表示していたサイトに電話した。金額を聞いたが「現場で見積もる。キャンセルもできる」と言われた。まもなく男性作業員2人が自宅に来て、キッチンを見て「卵があった。成虫駆除のほか卵除去が必要だ。16万円だ」と言われた。薬を撒くために部屋の外に出されたので作業内容は見ていない。気が動転していて作業を承諾し代金を現金で支払ったが、冷静になれば高額すぎた。減額して一部返金してほしい。

自宅に害虫・害獣(ゴキブリ、ハチ、ネズミ等)が出て慌ててインターネットで駆除業者を探し、サイトで安い料金を見て依頼したら実際は高額になったという相談が多く寄せられています。電話で金額を尋ねても「現場を見てからだ」と答えず、来訪してから高額な見積もり額を言われ、驚いて断っても「ゴキブリは見つけた何倍もの数がある」「ハチに刺されてアナフィラキシーになる」などと不安をあおられて了承するケースもあります。

安い料金が表示されていてもその金額で駆除できるとは限りません。極端に安い料金には注意し、電話した時に作業内容や費用の内訳、キャンセル料などを確認しましょう。作業前に見積書をもって説明を受け、納得できなければ断りましょう。来訪後に広告表示とはかけ離れた高額な請求をされて契約した場合は、訪問販売としてクーリング・オフできる可能性があります。料金や作業内容に納得できない場合はその場で料金を支払わず、消費生活センターに相談してください。

特に一人暮らしの場合は事業者に毅然と対応することが難しくなります。緊急に害虫処理業者を呼ぶ必要があるのか冷静に考えましょう。日ごろから駆除剤などを準備しておくのもよいでしょう。

とらの子「マモルくん」
害虫駆除トラブルにご注意を!!



イラスト: まつなが もえ



上手な引越のコツ 「よくあるトラブル事例」



公益社団法人全日本トラック協会
輸送事業部長 土屋 文昭 氏

● はじめに

これから3月の引越繁忙期を前に、引越をする方が多くなるとおられます。そこで引越をする際に、消費者の皆さんが引越でのトラブル回避のために気をつけることを「よくある事例」をもとに説明していきます。

● 事例1. ドラム式洗濯機の故障



事 例

引越の時、ドラム式洗濯機を運ぶ際に、引越作業員が「固定用金具」を取り付けました。新居に着いて搬入が終わってから、作業員から「ドラム式洗濯機の固定金具を外してから洗濯機を使用するように」といわれましたが、翌日に固定金具を外さずに洗濯機を回してしまい、かなり激しい振動がありました。引越運送事業者に連絡をして「固定金具を外し忘れた」と伝えたところ、引越事業者は急いで来て、固定金具を外しましたが、ドラム式洗濯機は故障してうまく回らなくなりました。損害賠償としてドラム式洗濯機の修理はしてもらえました。

解 説

この事例での問題点は、ドラム式洗濯機の固定金具の取り付け取り外しについて、引越運送事業者がするのか、お客様がするのかの確認が不十分な点です。国土交通省が引越での取り決めに定めた「標準引越運送約款」の第3条(見積り)では、見積書に「荷送人及び荷受人並びに本店が行う作業内容」を明記することになっています。引越の際に、ドラム式洗濯機がある時は、次のことに注意してください。

1. ドラム式洗濯機の固定金具が有るかどうかを確認する(無い場合は、メーカーから取り寄せる)。
2. 固定金具の取り付け取り外しをどちらが行うか引越運送事業者と確認する(引越事業者が行うかorお客様が行うか)。



● 事例2. ブランドバッグの破損

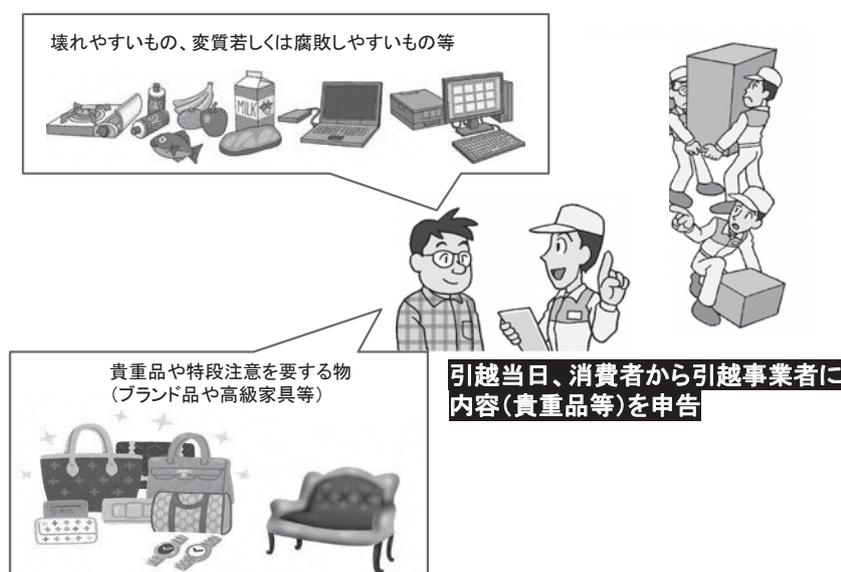


事例

引越の際、10年前に30万円で購入したブランドバッグの取っ手の部分が切れてしまいました。賠償交渉をしようとしたら、引越事業者が貴重品の確認をした時に、貴重品の申し出がなかったため、賠償できないことを言われました。どういうことでしょうか。

解説

この事例での問題点は、**引越の際、引越運送事業者の担当者から、貴重品の有無の確認をされましたが、消費者が申告しなかったこと**にあります。国土交通省で定めている「標準引越運送約款」第24条2項(引受制限荷物等に関する特則)では、「貴重品については、荷送人がその有無の申告をせず、かつ当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、当該荷物の損傷について、損害賠償の責任を負いません。(一部抜粋)」とあります。消費者の皆様は、引越の際は、必ず引越運送事業者に、「**貴重品**」はもちろんのこと、「**壊れやすいもの**」「**変質又は腐敗しやすいもの**」「**運送上の特段の注意を要する荷物**」の有無の申告をしてください。



引越運送事業者は、基本的に国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づいて引越を行っています。この約款は、見積り時に消費者に提示することになっていますので、消費者の皆様は**必ず読んでください**。「標準引越運送約款」の全文はホームページにも掲載してあります。

<http://www.jta.or.jp/> 「一般の皆様へ」>「引越・宅配」>標準引越運送約款
「標準引越運送約款」を理解して納得できる引越をしていきましょう。



全日本トラック協会HP
「一般の皆様へ」>「引越・宅配」



くらしフェスタ2025 消費生活展

食品・製品の安全、契約、環境に配慮した消費について等のくらしに役立つ情報を、消費者団体による展示や協力団体による啓発をとおして皆様に幅広く提供します。小物販売や手づくり体験コーナー、クイズラリー等のイベントを実施します!!

手作り体験



小物販売



クイズラリー



※昨年度景品例

みんな来てね!
待ってるよ~
詳細は区ホームページから

開催日：令和7年2月13日(木)・14日(金)
10:00~15:00

開催日時：文京シビックセンター1階
アートサロン

参加団体：文京区登録消費者団体5団体・協力団体



区ホームページ

文京区消費生活センター

〒112-8555
東京都文京区春日1-16-21
文京シビックセンター地下2階
TEL 03-5803-1105 / FAX 03-5803-1342
相談専用 TEL 03-5803-1106
受付時間 9:30~16:00 (月~金 ※祝日・年末年始を除く)

文京シビックセンター 最寄駅

- 地下鉄
東京メトロ丸ノ内線・南北線
⇒後樂園 下車
都営三田線・大江戸線
⇒春日 下車
- 都営バス
⇒春日駅 下車
- 文京区コミュニティバスB-ぐる
⇒文京シビックセンター下車

